

## 1

# 東京都鉄骨加工工場 登録制度推進機構

## 1.1 はじめに

1982（昭和57）年、建設大臣認定実施にともない、鉄工建設業協同組合・東京足立鉄骨工業会・山の手親鉄会・稲生鉄工会・八王子建築鉄骨事業協同組合・鉄鋼クラブ（1982年当時の名称）が、東京都に対して「鉄骨加工業者の登録制度についての陳情書」を提出した。これを契機に、建設大臣認定の取得が困難な小規模鉄骨加工工場の技術向上を図ることもあり、東京都は1987年4月1日に「昭和56年建設省告示第1103号に基づく高度の品質を確保し得る作業方法の条件に関する東京都取扱要綱」を施行した。

1998年の建築基準法改正により、東京都取扱要綱の基となる昭和56年建設省告示第1103号が

廃止となった。これにより、建築基準法施行令第67条が改正され、溶接部の検査事項が明確に規定された。東京都は、工事前の事前審査として、東京都鉄骨加工工場登録制度の継続を決めた。その後、内容を一部改正したうえで「東京都鉄骨加工工場取扱要綱」を2000年に制定した。同年、改めて本機構が東京都から東京都知事指定機関に指定され、業務を継続することとなった。

なお、これらの改正を受け、本制度に登録する利点として、東京都が行う鉄骨の工場溶接部に対する受入れ検査の検査率の緩和、鉄骨工事施工計画書などの提出書類の省略が実施された。

## 1.2 本機構の体制

本機構は(社)鉄骨建設業協会・(社)全国鐵構工業協会・(社)日本溶接協会の3団体で構成されており、その下に運営会議・審査委員会・業務委員会を置き、活動を行っている。

1998年に、審査委員長が藤本盛久から羽倉弘人に、副委員長は羽倉弘人から平野道勝に交代し

た。2004年には、審査委員長に平野道勝、副委員長に山崎真司が就任した。また、同年に本機構の代表が、藤田 譲から宮田隆司に交代した。2008年には、審査委員長に山崎真司、副委員長に田川泰久が就任し、現在に至っている。

## 1.3 活動状況

1998年に建築基準法が仕様規定から性能規程に変わり、2000年に東京都が「東京都鉄骨加工工場取扱要綱」を制定したことを受け、2001年に審査基準の見直しを行った。仕口のずれ・食い違いの管理、パス間温度の管理などに対して、各種記録を残すことを要求し、技術者の役割を明確化した。工場のランクも4ランク（A1, A2, B, C）から3ランク（T1, T2, T3）に変更し、東京都

鉄骨加工工場登録申請の手引（以下「手引」という）を2002年版として発行した。

2006年には、語句等の修正の上、手引を2006年版として発行した。この時期に耐震偽装問題等が起きたことにより、建築物の品質が問題となり世間の関心が高まった。2007年、鉄骨加工業界は不況であったが、小規模に設立20周年記念行事を開催し、永年に亘りご協力頂いた委員の方に

感謝状を贈った。2008年には、鉄骨加工工場登録制度のパンフレットを東京都が作成し、東京都のホームページ上に掲載された。

## 1.4 今後の活動予定

T3ランクの登録工場の中には、レベルアップして国土交通大臣認定のRグレードを取得した工場もかなりの数にのぼった。これは、当初の目的でもあった小規模鉄骨加工工場の技術力向上が図れたものとする。

しかし、公共投資の抑制、建築基準法改正に伴う混乱や鋼材の値上がり等、鉄骨加工工場を取り

巻く環境は一段と厳しくなっており、廃業する工場を含めて登録工場の減少傾向に歯止めがかかっていない。安全・安心が重要視されている今、東京都との連携を密にして、これまで通り工場の品質確保に寄与し、社会のニーズに応えられるよう、検討を重ねていきたい。